

社会福祉法人山形福社会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人山形福社会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程を次のとおり制定する。

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形福社会の非常勤の理事、評議員、監事及び各種委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の日額は別表のとおりとする。

第3条 報酬は、役員等が理事会、評議員会、監事、各種委員会その他業務執行のために出席した都度、通貨をもって本人に支給する。

2 評議員に支給する報酬の総額は、定款第八条第1項に規定する額を超えない範囲で支給する。

3 役員に支給する報酬の総額は定款第二十一条第1項に規定する額とし、理事にあつては、各年度50万円、監事にあつては、各年度20万円を超えない範囲で支給する。

4 前項の日数が2日以上にわたる場合には、末日にこれを支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行の費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、社会福祉法人山形福社会旅費及び費用弁償規程に準じて支給する。

3 役員等が旅行命令等を伴わない通常の会議等に出席したときは、その費用を弁償しない。

(兼務役員等の報酬)

第5条 施設長及び一般職の職員が理事又は各種委員の職を兼ねる場合の当該報酬は、支給しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

第1条 この規程は、公布の日（平成29年6月21日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

第2条 社会福祉法人山形福社会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成20年4月1日一部改正施行）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、公布の日（令和元年10月31日）から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	職 別	日 額
理 事	理 事 長	8,300 円
	理 事	7,300 円
評 議	員	7,300 円
監	事	7,300 円
各 種 委 員	愛 山 荘 入 所 検 討 委 員	7,300 円
	第 三 者 委 員 （ 苦 情 解 決 ）	7,300 円
	選 任 等 委 員 会 の 委 員	7,300 円
	そ の 他 の 委 員	7,300 円